

審査請求書の記載要領

1 審査請求の概要

固定資産税・都市計画税の賦課処分に不服のある方は、行政不服審査法（以下「審査法」という。）の定めるところにより、不服申立てをすることができます。この場合、東京都23区にあっては、賦課処分を行った都税事務所長（処分庁）の最上級行政庁である**東京都知事**（審査庁）に対して**審査請求**することになります。所管部署は**東京都総務局総務部法務課**になります。

（注意）固定資産の**価格（土地・家屋・償却資産の評価額）についての不服**は、東京都固定資産評価審査委員会へ「審査の申出」をすることができる事項であり、**審査請求の不服の理由とすることはできません**（地方税法第432条第3項）。審査請求は、価格以外の事項、例えば非課税・減免の適用、税額等に関する不服が対象となります。

2 審査請求提起の手続

(1) 提出書類

審査請求の提起は、下記の書類を提出することにより行います。

- ア 審査請求書 正副 計2通
- イ 審査請求に係る処分内容を示す証拠資料（納税通知書等）の写し 2部
- ウ 代理人による提起の場合、委任状（総代による場合は総代互選書） 1部
- エ 請求人が法人等の場合、代表者等の資格を証する書面（登記事項の証明書等） 1部

(2) 提出先

審査請求に係る書類は、次のどちらにでも提出できます。

- ア 処分庁を経由して提出する場合
賦課処分を行った（物件所在の区を所管する）都税事務所
- イ 直接審査庁へ提出する場合
東京都 総務局 総務部 法務課 審査庁ライン
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎
電話（03）5388-2498

3 審査請求書記載上の留意点（○数字は別紙審査請求書記載例の番号に対応）

①（枠外）審査請求の年月日（審査法第19条第2項第6号）

- ・審査請求をした日を特定するために必要な事項です。
- ・審査庁が審査法第18条の審査請求期間（**審査請求の対象である処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内**）を判断する上で重要です。

② 審査請求人、総代の氏名又は名称並びに住所（審査法第19条第2項第1号）

- ・審査請求人の住所と連絡先電話番号（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は名称及び法人代表者氏名）、総代を互選したときは総代の氏名を記載してください。
- ・法人の代表者、総代等の資格は、書面（法人の登記事項証明書、定款、寄付行為、選任決議書、選任届等）によって証明する必要があります（施行令第3条第1項等）。

③ 代理人

- ・代理人によって審査請求するときは、②の審査請求人欄には納税通知書等の名宛人の住所、氏名等を、③の代理人欄には代理人の住所、氏名等を記載してください。
- ・代理人の資格は、**委任状**によって証明する必要があります（施行令第3条第1項等）。

④⑤ 審査請求に係る処分の内容・納税通知書番号（審査法第19条第2項第2号）

- ・審査請求の対象となる処分について記載してください。
- ・「納税通知書等の証拠資料（写し）」を添付してください。

⑥ 処分があったことを知った日（審査法第19条第2項第3号）

- ・「①審査請求の年月日」と同様、審査請求期間を判断するために必要です。

⑦ 審査請求の趣旨（審査法第19条第2項第4号）

- ・「審査請求の趣旨」は、「審査請求の簡潔な結論」であり、重要な内容です。
- ・記載方法は、審査請求人が求める「裁決の結論（主文）」と同旨の内容であり、次のような例が考えられます。

（例）「〇〇処分を取り消す。」との裁決を求める。

「〇〇処分のうち、〇〇部分を取り消す。」との裁決を求める。

⑧ 不服対象の固定資産

- ・課税内容に不服のある固定資産を記載します。
- ・記載事項は以下の3点となります。（一）所在地、（二）資産の名称等、（三）資産の数量

⑨ 審査請求の理由（審査法第19条第2項第4号）

- ・「審査請求の理由」は、「審査請求の趣旨」を裏付ける根拠であり、審査請求の対象とされた処分の違法又は不当である旨を主張するための事項を記載するものです。

⑩ その他

- ・審査請求に関連する事項について、必要に応じて記載してください。
- ・口頭意見陳述を希望する場合は、その他欄にその旨記載してください。

⑪ 処分庁の教示の有無・内容（審査法第19条第2項第5号）

- ・「有」、「無」のいずれかを丸で囲み、「有」の場合は教示の内容を記載してください。なお、納税通知書の場合には、裏面に教示文が記載されています。
- ・行政庁は不服申立てができる処分を書面でするときは、当該処分に対し不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を、処分の相手方に教示しなければならないと定められています（審査法第82条第1項）。

⑫ 添付書類

- ・添付書類の名称を記載してください。

審査請求書（償却資産）

① 令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

次のとおり審査請求をします。

② 審査請求人	住所 又は 法人所在地	〒163-8001 (連絡先電話番号 03-5321-xxxx) 新宿区西新宿2-8-1										
	氏名 又は 名称及び代表者氏名	東京 太郎										
③ 代理人	住所	〒101-8520 (連絡先電話番号 03-3252-xxxx) 千代田区内神田2-1-12										
	氏名	千代田 税子										
④ 審査請求に係る処分の内容	東京都新宿都税事務局長が審査請求人に対して令和〇年〇月〇日付けでした令和〇年度分の固定資産税の賦課処分（償却資産）											
⑤ 納税通知書番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	C	D	1
⑥ 処分があったことを知った日	令和 〇年 〇月 〇日											
⑦ 審査請求の趣旨	下段記載の固定資産に係る課税に不服があるため、「上記賦課処分を取り消す。」との裁決を求める。											
⑧ 不服対象の固定資産（課税明細の表示に従いご記入ください。）												
	種類	所在地	資産の名称等	数量								
1	償却資産	新宿区西新宿町 2丁目 XX番	看板	1								
2	償却資産	新宿区西新宿町 2丁目 XX番	内部造作	1								

3	償却資産	新宿区西新宿町 2丁目 XX番	ショーケース	1
4	償却資産	書ききれない場合には、 「別紙一覧のとおり。」などのように記載して下さい。		
5	償却資産	区 町 丁目 番		
6	償却資産	区 町 丁目 番		
7	償却資産	区 町 丁目 番		
⑨	審査請求の理由	課税対象物件は、賃借店舗における造作や備品であるが、営業不振等で賃貸契約を解除する際には原状回復義務がある。所有物件の場合と異なり、固定資産としての価値が継続的にあるものではないから、課税対象とするのは、税の公平性から不当である。		
⑩	その他			
⑪	処分庁の教示の有無及びその内容（該当を○で囲む）	無 有 「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。」との教示がありました。		
	添付書類	委任状、固定資産税納税通知書（写）		